

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63663-2211
FAX (06) 63662-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

マイナンバーで吹田市と懇談

11月24日(木)吹田民商が提出した要望書に対する回答を中心にマイナンバナーの関係部局との懇談を行いました。懇談は企画財政室、情報政策室、市民課、市民税課が対応していただきました。民商からは村上副会長、桑島副会長、北山さん、事務局4名が参加しました。

マイナンバーの提示・記載は義務とまで言えないことを再確認

今回の要望書に対する回答が、今年5月に行った懇談会での確認事項である「提示・記載は義務とまでは言えない。市役所はお願いする立場」ではなく、提示、記載を求める立場とされるものになっていることから、市の姿勢について話し合いました。情報管理室から、「回答では、できる限り番号法の意義等を説明した上で、番号の提示を求める事になるとしてはありますが、5月の懇談での立場は変わっていません」と回答がありました。「実際にいろいろな申請や手続きの窓口では、その申請・手続きについての説明や話し合いが行われており、窓口でお待ちになっている他の市民の方もおられる中で、番号法の詳細な説明は難しい。また、番号の提示がない事で手続きができなかったなどの問題は起きていません。」との回答がありました。



市役所は個人情報漏洩など責任が取れるのか

平成29年度の市民税特別徴収(事業所で給与から天引き)の通知書に「個人番号」を記して送付することに對して吹田市の考え方と実務について問いました。市民税課からは、国が決めたことで、書式もあるのでそれで送付する。また、送付については書留郵便で考えていると回答がありました。

私たちは、この事がどんな問題かを大きく分けて3点、説明しました。①従業員である納税者が事業所に番号を提出していない場合もあり、その場合本人の番号を提示しないと「自己決定権」を侵害することになる。②通知書を受け取った事業所は、個人番号を漏洩・紛失しないように管理する責任が課せられており、そうした事に対応できない事業所に責任を押し付ける事になる。③その結果、番号が漏洩したら吹田市は責任を取る事ができるのか。この中で、市民税課は近隣市の状況も調査し、再検討することを約束しました。その上で、これは市民税課だけの問題ではない、情報政策室が市として対応を考えるべきといただきました。

情報政策室からは、市民税課だけの問題ではない、他の部局に対してこうした問題はないかをまず調査し、調整を図った上で担当部局と話し合いたい。と回答があり

ました。その他では、番号カードを作成する際、顔認証を全員行うのかとの質問に全員はやっておらず、持参された写真が古く職員の目で見ている現在の本人と確認できない場合に顔認証を行っている事。吹田市職員のナンバーカーの作成については作成するよう通知はしたが、確認作業はしていない事などが分かりました。

マイナンバーは市民に歓迎されていない

8月31日現在で通知カードの受け取り拒否が98通で3月末時点より増えていること、マイナンバーカードの申請者数が39,835件と市民の1割程度になっていること、マイナンバーの提示・記載は2割〜4割となっていることなども分かり、市民がマイナンバー制度を歓迎していないことが伺えるものになっています。

市民の生活実態を考慮し納税相談を

同じ日に市民税納税課と懇談を行いました。懇談は納税課長ほか3名の方が対応していただきました。話し合いは、滞納者への対応で差し押さえや大阪府の徴収機構に送る場合の状況などを中心に行いました。その中で、差し押さえなど滞納処分を行う場合は、憲法25条、生存権に配慮して対応していること。また、納付の意思がある方は差し押さえを行っていない。との回答がありました。そして、納付もなく、連絡もない方は手続きせざるを得ないので、必ず連絡、相談をしていただきたい。と述べられました。



大阪府の徴収機構に送る場合は、5月に通知を出して、実際に機構に送るのは7月になること。などが明らかにになりました。また、話し合いの中で、今年の4月から延滞金の減免規定を作り、生活困窮者の方については免除できるようになっていることが分かりました。

伝言板

市営住宅入居者募集

申込受付期間 12月1日(木)〜12月15日(木)
申し込み用紙は、12月1日から市役所・出張所・サービスコーナーで受け取ることができます。

府営住宅申し込み

申込受付期間 12月1日(木)〜12月15日(木)
申込書は民商事務所にもあります。

無料法律相談

12月15日(木) 昼1時 民商会館

相談される方は、事前に予約してください。

事業計画書交流会

12月19日(月) 夜7時 民商会館

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに!

吹田市は市民の自己決定権を尊重するべき